

細胞検査士資格認定試験範囲

第 58 回（2025 年度）

日本臨床細胞学会・日本臨床検査医学会

細胞診のスクリーニングは腫瘍の診断ならびに炎症、内分泌、その他の領域でも極めて重要な検査であるので、次のことが要求される。

- （１）疑陽性および陽性以上の異型細胞を絶対に見落としなく検出すること。
- （２）腫瘍細胞以外でも問題となる所見は見落としなく検出すること。
- （３）陰性のものを誤って陽性としないこと。
- （４）時間内に検体を適正にスクリーニングできること。

検体の種類は次の通り

婦人科、呼吸器、消化器、泌尿器、乳腺、甲状腺、造血器（骨髄、リンパ節など）、骨軟部、中枢神経などに由来する材料、体腔液、髄液、臓器・組織穿刺材料など。

試験は主として以下の諸項目について、筆記および細胞像試験（カラープリント）と実技試験とに分けて実施する。

1. 細胞診に必要な基礎知識の概略

- （１）各種検体採取法
- （２）標本作製法
- （３）細胞の基本的構造（超微構造を含む）および細胞生物学
- （４）細胞診に必要な諸臓器の解剖学および組織学
- （５）悪性腫瘍の病理学総論ならびに各論
例えば、癌と肉腫の相異、癌の組織型、上皮内癌および浸潤癌、転移など
- （６）内分泌異常、炎症、放射線照射、化学療法、あるいはその他の治療などによる細胞変化
- （７）染色体・遺伝子異常
- （８）その他細胞診に必要な事項、例えばコルポスコピー所見など

2. 顕微鏡的検査

各種検体の染色標本について行う。（“受験者へのお知らせ”も参照のこと）

- （１）異型細胞の判別
 - ①スクリーニング、特に少数の異型細胞の検出
 - ②同定
- （２）異型細胞以外の所見の判別
 - ①検体に出現し得る細胞の種類とそれに関する疾患
 - ②検体に出現し得るその他のもの（例えば微生物、寄生虫、結晶および異物など）
- （３）検体の所見から他の必要な検査を判断すること

以上